

福島市低入札価格調査実施要領

平成16年	9月	1日	制定
平成20年	3月	6日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成31年	4月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和3年	1月29日		一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
令和5年	7月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正
令和7年	4月	1日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が競争入札により工事又は製造その他の請負契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び第167条の10の2第2項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められるときの落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事…建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 業務委託…工事以外の製造その他の請負業務をいう。
- (3) 調査基準価格…低入札価格調査を実施する基準価格をいう。
- (4) 調査対象範囲…調査基準価格以下で、かつ、失格基準価格を上回る価格をいう。
- (5) 失格基準価格…当該契約内容に適合した履行がされないものとあらかじめ定めた基準価格をいう。
- (6) 調査範囲入札者…調査対象範囲内に申込みを行った者をいう。
- (7) 最低入札者…最低の価格で申込みを行った者をいう。
- (8) 直接工事費…予定価格算出の基礎となった工事価格算出の際の直接工事費をいう。
- (9) 共通仮設費…予定価格算出の基礎となった工事価格算出の際の共通仮設費をいう。
- (10) 現場管理費相当額…予定価格算出の基礎となった工事価格算出の際の現場管理費（現

場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。)をいう。

- (11) 一般管理費相当額…予定価格算出の基礎となった工事価格算出の際の工事の施工にあたり、企業の経営、管理及び活動に必要な本社(店)及び支社(店)における経常的に必要な経費をいう。

(対象)

第3条 この要領は、設計金額が5千万円以上の工事請負契約を締結しようとする場合又は設計金額が2千万円以上の業務委託において契約権者が必要と認めた契約を締結しようとする場合に適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約権者が特に必要と認めるときは、設計金額が5千万円未満の工事請負契約又は設計金額が2千万円未満の業務委託契約においても本要領を適用することができる。

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、次のとおりとする。

- (1) 工事においては、契約案件ごとに、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約権者が定める割合を予定価格に乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。
- (2) 業務委託においては、契約案件ごとに、10分の6から10分の8.5の範囲内で契約権者が定める割合を予定価格に乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。

(失格基準価格)

第5条 契約権者は、工事において必要と認めるときは次の各号(以下「費目」という。)で得た額の合計額を失格基準価格(1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)として定めるものとする。

- (1) 直接工事費失格基準算出価格…直接工事費の額に10分の9.2を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費失格基準算出価格…共通仮設費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- (3) 現場管理費失格基準算出価格…現場管理費相当額に10分の8.5を乗じて得た額
- (4) 一般管理費失格基準算出価格…一般管理費相当額に10分の6.3を乗じて得た額

- 2 契約権者は、業務委託において必要と認めるときは、前項の規定によらず失格基準価格を定めることができる。

- 3 第1項又は第2項で定めた失格基準価格以下の入札があった場合は、当該入札者を失格とする。

- 4 契約権者は、調査基準価格以下で、かつ、第1項又は第2項で定めたいずれかの費目で失格基準算出価格以下の入札があった場合は「公正な入札を妨げるおそれがある入札」として、当該入札者を失格とする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約権者は、対象となる入札を行うときは、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。

- (2) 失格基準価格の設定の有無。
- (3) 調査範囲入札者は、最低入札者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 工事費内訳書又は積算内訳書の提出を求めること。
- (5) 調査基準価格以下で落札した場合は、福島市財務規則（平成15年規則第34号）第149条及び福島市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第3項で規定する契約保証金について、請負代金額の10分の1以上の額から10分の3以上の額とする。この場合において約款第4条第6項中の「10分の1」とあるのは「10分の3」とする。
- (6) 調査基準価格以下で落札した場合は、約款第35条第1項で規定する前払金について、請負代金額の10分の4以内の額から10分の2以内の額とする。この場合において約款第35条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」に、「10分の6」とあるのは「10分の3」に、同条第8項及び第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」に、「10分の6」とあるのは「10分の4」とする。
- (7) 調査基準価格以下で落札した場合は、約款第52条第2項で規定する違約金について、請負代金額の10分の1から10分の3とする。

（入札の終了及び低入札価格調査の開始）

第7条 入札執行者は、調査対象範囲で申込みが行われた場合、落札者の決定を一時保留し、低入札価格調査の宣言を行って入札を終了する。

2 前項の場合において、調査範囲入札者のうち、最低入札者に対し、別途工事費内訳書又は積算内訳書に対する明細書など低入札価格調査資料の提出を求めるとともに、次の事項を周知する。この場合において、調査対象範囲で申込みを行った他の入札者からも、低入札価格調査資料の提出を求めることができる。なお最低入札者が2者以上いる場合には抽選を行い、低入札価格調査を行う順番を決定するものとし、最初に低入札価格調査を行う入札参加者をもって、最低入札者とする。

(1) 提出期日及び提出先

(2) 調査資料を提出し、調査に応じること。

（調査の内容及び報告）

第8条 契約担当課長は、前条第2項の規定により調査対象者が決定された場合は、「低入札価格調査項目及び提出書類」に基づき、事情聴取、関係機関への照会等により調査を行い、設計担当課長の意見を求めたうえで、その結果について、「低入札価格調査票（付表を含む。）」を作成するものとする。

2 契約担当課長は、前項の規定による結果を競争入札参加資格審査事務処理要項に規定する競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）へ報告するものとする。

3 第1項の調査に際し、当該入札者が調査に協力をしなかった場合又は期日まで調査資料を提出しない場合は、当該入札者を失格とする。

（適合した履行がされると認めたときの措置）

第9条 契約担当課長は、審査委員会が調査の結果に基づき適合した履行がされると認めた

ときは、当該入札者に落札者となった旨を連絡し契約手続きを行うものとする。なお事後審査型制限付一般競争入札案件については、当該入札者を落札候補者として資格確認審査を行い、落札者として決定する。

- 2 前項により落札者を決定した場合は、入札結果を福島市ホームページに掲載し、その写しを財務部契約検査課において閲覧に供する。なお、福島市建設工事等電子入札実施要領（以下「実施要領」）第2条第1項に定める電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札を行う案件（以下「電子入札案件」という。）については、入札結果を実施要領第2条第2項に定める入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）に掲載する。

（適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置）

第10条 契約担当課長は、審査委員会が調査の結果に基づき適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、当該入札者に落札者とししない旨を通知するものとする。

- 2 次順位の者の入札価格が調査対象範囲内にある場合は、第7条第2項及び第8条第1項による調査を実施し、落札者が決定するまで順に調査を実施するものとする。

- 3 前項により当該入札者を落札者としなないときは、次順位の者の入札価格が、予定価格の制限の範囲内で、調査基準価格を上回る場合には、次順位の者に落札者となった旨を連絡し契約手続きを行うものとする。

- 4 前項により落札者を決定した場合は、入札結果を福島市ホームページに掲載し、その写しを財務部契約検査課において閲覧に供する。なお、電子入札案件については、開札結果を入札情報公開システムに掲載する。

（入札及び契約の過程に係る苦情申立て）

第11条 前条第1項の適合した履行がされないおそれがあると認めた理由説明及びその苦情の申立てに係る具体的な手続き及び本要領に定めのない事項については、福島市入札及び契約の過程に係る苦情申立てに関する要領及び福島市入札監視等委員会運営要領の規定によるものとする。

（特約条項）

第12条 調査基準価格以下で入札した者を落札者とした場合は、別記特約条項を付して当該落札者と契約を締結するものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成16年9月6日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記（第 1 2 条関係）

特約条項

（契約の保証）

第 1 条 約款第 4 条第 3 項中「10 分の 1 以上」とあるのは「10 分の 3 以上」とする。

2 前項の場合において、約款第 4 条第 6 項中「10 分の 1」とあるのは「10 分の 3」とする。

（前払金）

第 2 条 約款第 3 5 条第 1 項中「10 分の 4 以内」とあるのは「10 分の 2 以内」とする。

2 前項の場合において、約款第 3 5 条第 7 項中「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とする。

3 前々項の場合において、約款第 3 5 条第 8 項中及び同条第 9 項中「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とする。

（違約金）

第 3 条 約款第 5 2 条第 2 項中「10 分の 1」とあるのは「10 分の 3」とする。